甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改 正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

## 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改 正する条例

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第1条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30 年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。
  - 第14条を次のように改める。
  - 第14条 削除
- 第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。
  - 第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画 の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席 並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないも のその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少な いと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザ ーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に 定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。
  - 第11条ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。
  - 第14条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、 前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し なければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等の ための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用 乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握す ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

## 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携

が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
  - 第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならな い。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
- 第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(甲府市家

庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)第3条第1項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第8条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が 図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知し なければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第48条を次のように改める。

## 第48条 削除

第61条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、 又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業 所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合 に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育 に併せて従事させることができる。

第64条中「、第48条」を削る。

第69条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第98条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」 を加える。

第103条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第 3条中甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13 条の改正規定並びに第5条中甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例第48条の改正規定及び第64条の改正規定は、公 布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(附則第5項において「新児童福祉施設基準条例」という。)第8条の2(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第5条の規定による改正後の甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(附則第7項において「新指定通所支援基準条例」という。)第42条の2(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

5 新児童福祉施設基準条例第8条の3第2項の規定の適用については、保育所に

おいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

- 6 第3条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者 等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であっ て、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを 防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、 当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児 の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等 の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 7 新指定通所支援基準条例第42条の3第2項(第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、児童の施設外での活動等の移動のために自動車を運行する場合の児童等の安全管理の徹底に関する規定を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。